

再生可能エネルギー接続保留緊急対応補助金を活用した蓄電池設置に関する受付要領

I 本受付要領について

- 本受付要領は、「再生可能エネルギー接続保留緊急対応補助金」を活用して事業者が蓄電池の設置をご希望される場合の、手順・遵守事項等について定めたものです。

※ 「再生可能エネルギー接続保留緊急対応補助金」を活用されない場合についても、本受付要領の規定に則り取扱います。
- 「再生可能エネルギー接続保留緊急対応補助金」を活用して蓄電池の設置をご希望される事業者については、本受付要領に記載の事項をご確認いただき、お申込みいただきますようお願いいたします。

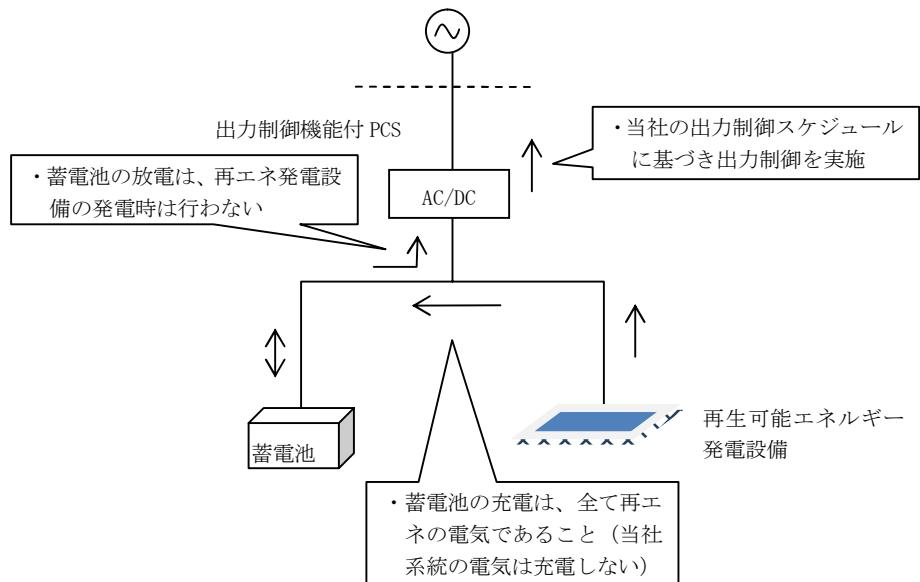
II 蓄電池の設置に係る要件

(1) 蓄電池を再生可能エネルギー発電設備と同一のパワーコンディショナー（以下、P C Sといいます。）の発電機側（直流側）に設置する場合の要件（システム構成例①）

- ・ P C Sは、当社の出力制御スケジュールに応じて出力制御が可能である「出力制御機能付 P C S」とすること

※ 出力制御機能付 P C Sが市販される前に接続を希望される場合は、出力制御機能付 P C Sを確実に入手できることを確認の上、出力制御が実施される時期までに設置すること
- ・ 蓄電池への充電は、再生可能エネルギー発電設備で発電した電気のみとし、当社系統からの電気を充電しない構造であること

（システム構成例①）



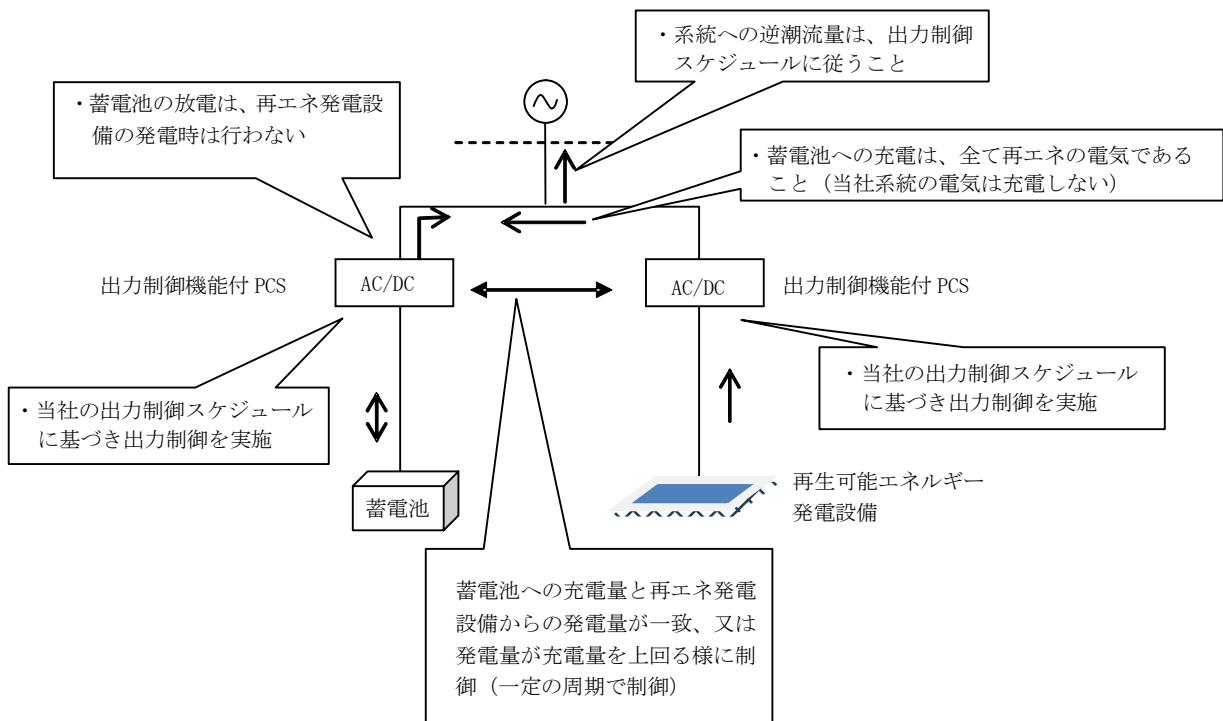
(2) 蓄電池と再生可能エネルギー発電設備毎にPCSを設置し、系統側（交流側）で双方を接続する場合の要件（システム構成例②）

- 蓄電池と再生可能エネルギー発電設備の双方の出力の管理と監視（協調制御）を行い、当社の出力制御スケジュールに応じて出力制御が可能な出力制御機能付PCSとすること

※ 当社が『次世代双方向通信出力制御緊急実証事業』を通して、実運用に向けた技術確立に取り組んだ『出力制御機能付PCSの技術仕様』に、協調制御の機能等を付加した仕様のPCSを活用することとなるため、詳細な仕様及び性能に関しては、試験データ等を提出していただき確認させていただきます。
- 蓄電池への充電は、再生可能エネルギー発電設備で発電した電気のみとするため、充電量、発電量を協調制御すること

※ 発電及び充電の詳細な電力量誤差、協調周期等については、連系審査時に確認いたします。
- 蓄電池は、再生可能エネルギー発電設備と同一の構内に設置すること

(システム構成例②)



(3) 蓄電池の接続形態によらない共通の要件

- 蓄電池からの放電と再生可能エネルギー発電設備による発電が同時に行われないように制御すること

※1 当社が放電時間帯を指定することがあります。その場合、当社の依頼に従っていただけることを要件といたします。

※2 風力発電設備に蓄電池を併用する場合も、当社の依頼に従って放電することを要件といたします。

- ・蓄電池およびその付帯設備は事業者自身が事業者の負担で設置すること
- ・お申込みの内容に変更が生じる場合は、すみやかに当社に連絡すること
- ・本受付要領に記載の事項に同意すること

(注1) 蓄電池の容量は任意とし、各事業者にて決定していただきます。

(注2) 工事費負担金を低減させる等を目的として蓄電池を設置される場合は、当社の系統によって条件が異なりますので、事前に、営業本部再エネグループ（高圧以上）もしくは発電所所在地を管轄する営業所（低压）へご相談ください。

なお、出力制御機能付P C Sにより最大逆潮流を制限する場合で、既申込みの高圧・特別高圧の案件の契約容量を変更される場合は、あらためて接続検討のお申込みを行っていただきます。また、既申込みの低压連系の案件の契約容量を変更される場合は、あらためて接続契約のお申込みを行っていただきますので、予めご了承ください。

III 蓄電池設置のお申込み

- 蓄電池設置のお申込みにあたっては、低压で当社系統に連系される場合は電力受給契約申込みをいただく際の申込書の提出、高圧または特別高圧で当社系統に連系される場合は接続検討申込み（以下、総称して「接続検討」といいます。）に際し、当社が蓄電池の要件を確認できる以下の資料を提出いただきます。

なお、既に接続検討をお申込み済の場合、お申込み済の太陽光発電設備または風力発電設備の接続検討に係る資料の差替え等が必要となりますので、ご留意ください。

- 提出された申込書及び資料について、当社にて確認の結果、不備がある場合、再提出をお願いします。

【ご提出いただく資料】

- ① 太陽光発電設備または風力発電設備に係る新規の接続検討申込みにあわせて蓄電池の設置を申し込まれる場合
 - ・「再生可能エネルギー接続保留緊急対応補助金を活用した蓄電池設置に関する申込書」および添付資料
 - ・蓄電池及び制御装置等を記載した単線結線図
 - ・設置する蓄電池の仕様書
 - ・蓄電池の充放電の協調制御方法に関する説明資料
 - ・協調制御におけるシステム構成機器の各性能を確認することができる試験データ（試験データは、システム運用開始前に商用系統で連系試験を実施した際のデータを提出することを可とする。）
 - 出力制御時における蓄電池制御
 - 再生可能エネルギー発電設備の通常運転時における蓄電池の充電・放電

- 蓄電池に充電される電気が、再エネ発電設備で発電された電気であることを示すデータ（電力量の誤差等を確認）
- ② 接続検討中の太陽光発電設備または風力発電設備について蓄電池の設置を申し込まれる場合
- ・上記①に記載の資料に加え、既に申し込まれた太陽光発電設備または風力発電設備に係る接続検討申込に関する資料のうち、蓄電池の設置により修正が必要となる資料
- ③ 接続検討済の太陽光発電設備または風力発電設備について蓄電池の設置を申し込まれる場合
- ・上記①に記載の資料に加え、蓄電池の設置に関する接続検討申込書およびその添付資料

IV 蓄電池の系統連系に関する技術検討

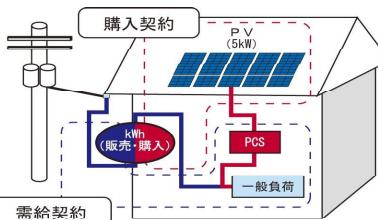
- 当社は、接続検討を行う際、蓄電池の系統連系に関する技術検討をあわせて実施いたします。
- 蓄電池の系統連系に関する検討の過程において、蓄電池設置に係る要件が満たされていないと当社が判断した場合には、蓄電池の設置をお断りさせていただきます。

V その他

- 本受付要領は、全量配線及び余剰配線での全量売電形態における蓄電池設置について定めたものです。
余剰配線での余剰売電形態における蓄電池設置の場合、蓄電池へ充電した電気をすべて自家消費することが確認できるお申込みについては、本受付要領によらず、系統から蓄電池への充電を可とします。また、再生可能エネルギー発電設備による発電が行なわれている時に、蓄電池が放電を行うことについても可とします。
※ 配線及び売電形態の詳細に関しましては、次頁の参考資料を参照ください。
- 蓄電池設置に関する事項以外は、事業者の電源種別及び電圧種別に応じた契約要綱等に準じます。
- 離島において、再エネ発電設備の出力変動幅を調整し、系統の安定性を保つために設置する蓄電池に関する扱いに関しましては、予め当社窓口へご相談下さい。

以上

余剰配線



[発電電力を一般負荷で自家消費し、余った電力を逆潮流させる購入契約（現行の余剰契約）]

- 発電出力が10kW未満の場合は、余剰配線

売電形態は「余剰」となります

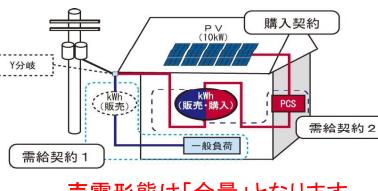


[発電電力を逆潮流を目的とした購入契約]

- パワーコンディショナー（P C S）等を負荷設備として、需給契約を締結
- 需給契約はP C S等の負荷設備に応じた契約種別を適用
- P C S等の負荷設備へ電気を供給するために必要な設備を超える設備構築が必要となる場合は、その上回り分の工事費を工事費負担金として受領

売電形態は「全量」となります

全量配線



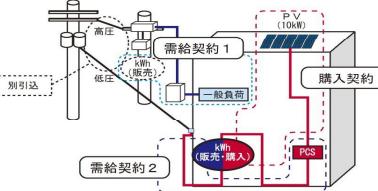
売電形態は「全量」となります

[発電電力を逆潮流を目的とし、一般負荷への自家消費をさせない購入契約]

- 一般負荷と発電設備とを分離させ、発電設備側で需給契約2を締結し、購入契約を締結

※需要場所の特別措置の認定が必要

- 需給契約はP C S等の負荷設備に応じた契約種別を適用
- 需給契約2および購入契約に要する設備工事費の全額を工事費負担金として受領



売電形態は「全量」となります

[全量配線が可能となる条件]

- 国が認定した設備で、太陽光の発電出力が10kW以上のもの
ただし、発電出力が10kW未満であっても国が全量配線（屋根貸し）と認定したものは可
- 負荷設備は、発電に必要な設備のみ

<発電に必要な設備>
・発受変電設備（P C S、P C S用冷却ファン等）
・発電設備の維持・運営に必要な事務所（運転監視・現場作業員用等）